

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和7年6月26日
【事業年度】	第12期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）
【会社名】	株式会社桑名カントリー倶楽部
【英訳名】	The Kuwana Country Club Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【本店の所在の場所】	三重県桑名市大字嘉例川861番地
【電話番号】	（0594）31-5111
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【最寄りの連絡場所】	三重県桑名市大字嘉例川861番地
【電話番号】	（0594）31-5111
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長 三澤 孝行
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月
売上高 (千円)	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
経常利益 (千円)	48,816	52,697	46,867	47,477	50,248
当期純利益 (千円)	32,378	34,872	31,083	31,488	33,424
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
純資産額 (千円)	1,733,402	1,768,275	1,799,358	1,830,846	1,864,271
総資産額 (千円)	2,398,992	2,394,393	2,382,247	2,377,833	2,402,160
1株当たり純資産額 (円)	996,208	1,016,250	1,034,113	1,052,210	1,071,420
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	18,608	20,041	17,863	18,096	19,209
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.3	73.9	75.5	77.0	77.6
自己資本利益率 (%)	1.9	2.0	1.7	1.7	1.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	69,143	73,103	66,105	74,384	71,598
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,650	-	8,000	7,837	5,503
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	20,609	38,572	38,572	38,568	10,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	202,833	237,364	256,898	284,877	340,972
従業員数 (名)	-	-	-	-	-
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	-
最低株価 (円)	-	-	-	-	-

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等の適用した後の指標等になっております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 当会社は非上場のため、株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については記載しておりません。

2【沿革】

平成25年4月1日 新設分割による会社分割により株式会社六石ゴルフ倶楽部（旧株式会社桑名カントリー倶楽部）からゴルフ場賃貸事業を承継し設立しました。

3【事業の内容】

当社は、桑名市嘉例川所在のゴルフコース及び附属設備を有し、人格なき社团である桑名カントリー倶楽部（以下、「桑名カントリー倶楽部」という。）に一括して賃貸しております。実際のゴルフ場の経営は、桑名カントリー倶楽部の業務執行機関である理事会の方針に基づき、当社より賃貸したゴルフコース及び附属設備を運営し、当社の株主即ち倶楽部の会員及びビジターの利用に供し、以て健全なるスポーツであるゴルフの発展に寄与しています。

（当社）

当社はゴルフ場施設を、桑名カントリー倶楽部に賃貸することによって、不動産賃貸事業を営んでおります。

当社は取締役会の決議に基づき、代表取締役三澤孝行が専ら経営を行い、ゴルフ場施設の整備、維持管理に務めております。

当社には職員が存在しないため、桑名カントリー倶楽部の職員に業務の補助を依頼しております。

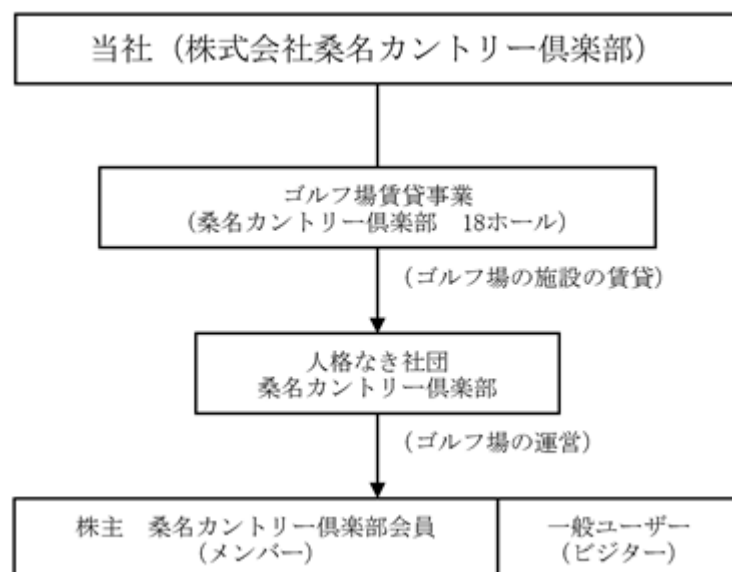
（桑名カントリー倶楽部）

桑名カントリー倶楽部は、当社のゴルフコース及び附属設備を利用してゴルフ場を運営しております。会員は当社の株主であることを要件とし、令和7年3月31日現在個人会員1,506名、法人会員229名、合計1,735名であります。

組織としては理事会の下に、参与会、ハンディキャップ委員会、コンペティション委員会、ハウス委員会、コース委員会、キャディ委員会、エチケット委員会、フェローシップ委員会、女子委員会を設置し、各々活動しております。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

従業員はおりません。(第1 企業の概況 3.事業の内容 参照)

(2) 労働組合の状況

労働組合はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は、所有するゴルフコース及び附属設備を、株主である会員によって組織される桑名カントリー倶楽部に賃貸し、その施設の維持にあたることにより、健全なるスポーツであるゴルフの発展に寄与する経営方針であります。なお、ゴルフ場の運営は、桑名カントリー倶楽部の業務執行機関である理事会の方針に基づき行われておりますが、当社は桑名カントリー倶楽部の経営指標を共有し、来場者数30,000名を目標として当社と桑名カントリー倶楽部との共存共栄を図っております。

ゴルフ場業界は、新型コロナウイルス感染症対策期間を通じ若者を中心にゴルフへの認知度が向上し、来場者が上向きに推移しております。また昨今の経済状況から料金の上昇も見られます。このような競争の激化が続く中、当社はゴルフ場として歴史と伝統をもつ株主会員制度を維持し、株主会員を含む来場者の方々に満足いただける施設の提供に取り組んでおりますが、ゴルフ場の選別が一層際立つ厳しい状況は続くものと思われま

す。このような経営環境のもと、当社が優先的に対処すべき課題は、株主会員を含む来場者の方々に選ばれる品質とコース整備の充実であります。具体的な対策として、コース整備では松枯れの進む中での樹種転換の実施、また散水設備の老朽化対策などコースの改善を計画的に図っていくことにより、桑名カントリー倶楽部と共に来場者の増加に努めております。

また、桑名カントリー倶楽部では、新型コロナウイルス感染症の流行は収束しておりますが、これまで実施してきた感染症対策については、状況に応じて見直しを行いながら、引き続き職員および来場者の安心安全を最優先に、必要な衛生対策に取り組んでまいります。今後も桑名カントリー倶楽部との関係をさらに強化し、来場者に安心してプレーいただける環境づくりに努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、ゴルフ場の賃貸事業において、サステナビリティへの積極的な取組を検討しております。また、持続可能性の実現に向け、環境保護、社会的責任、経済的持続性を統合的に考慮した経営を追求すべく、取締役会にて管理監督する予定であります。

(2) 戦略

当社は、地域社会との共生、お客様の健康と安心安全なくらしの実現、脱炭素社会に向けた取組を推進しております。

地域社会との共生

- ・ゴルフを通じ会員の体位及び品格の向上を図り、併せて内外人の友誼と国際親善の増進を図ることを目的としております。
- ・ゴルフを通じて会員相互の支援、交流、親睦を図り、もって会員の健康保持増進と生涯スポーツに寄与し、その他会員に共通する利益の向上を図っております。

お客様の健康と安心安全なくらしの実現

- ・ゴルフを通じて健康保持増進を図り人生100年時代をより豊かで素晴らしいものへ推進しております。

脱炭素社会に向けての取組

- ・ソーラーカーポートの導入

駐車場にソーラーカーポートを設置することで、太陽光エネルギーを活用し、自家消費及び余剰電力の供給を継続して検討しております。

- ・EV充電器の導入

ゴルフ場の駐車場には、目的地充電を可能にするEV充電器の設置を継続して検討しております。

なお、当社は従業員はおりませんので、人材の育成方針及び社内環境整備に関する方針の戦略は現在ありません。詳細は、「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

(3) リスク管理

当社は、以下の点を賃貸先の桑名カントリー倶楽部と共有しリスク管理を行っております。

- ・自然災害リスク

ゴルフ場が地震、洪水、台風などの自然災害にさらされる可能性がある場合、それに対する対策として、適切な防災計画や緊急時の対応策を持つことが重要であると認識しております。

- ・事故や怪我のリスク
ゴルフ場でのプレー中や施設利用時における事故や怪我のリスクを考慮し、安全対策を実施しております。
- ・資産や設備のリスク
ゴルフ場の資産や設備の劣化、故障、盗難などのリスクに対して、適切なメンテナンスや保険の活用、セキュリティ対策を行うことが重要であると認識しております。
- ・競合や市場変化のリスク
ゴルフ業界は競争が激しく、市場環境の変化にも敏感であるため、競合他社の動向や市場トレンドの監視、戦略の柔軟性や市場対応力の強化が求められることを認識しております。

(4) 指標及び目標

当社は、具体的な指標及び目標は現在ありません。

なお、当社は従業員はおりませんので、人材の育成方針及び社内環境整備に関する方針についての指標及び目標はありません。詳細は、「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 小規模組織であることについて

当社は、代表取締役三澤孝行が専ら経営を行い常務取締役吉田克己がその事務を取り、桑名カントリー倶楽部の職員に業務の補助を依頼しております。小規模組織で人的資源に限りがある中、個々の役職員の働きに依存している面もあり、役職員に業務遂行上の支障が生じた場合には業務に支障が生じる可能性が相当程度あります。現状の役職員が異動する可能性は極めて低いものの、その対策として桑名カントリー倶楽部の役職員と常に連携を図り、業務に支障がでないような体制をとっております。

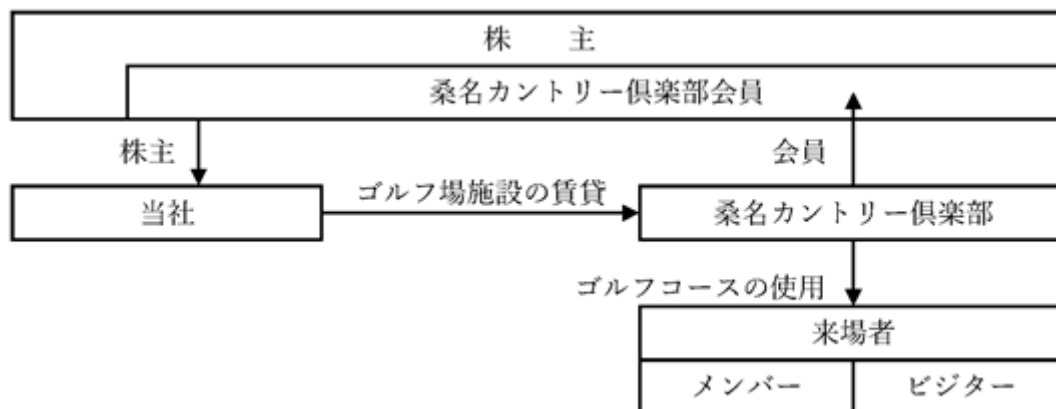
(2) 配当政策について

当社は、剰余金の配当については現在行っており、内部留保資金は経営体制の一層の充実ならびに将来の設備改善に使用しております。なお、当社の株主特典としては桑名カントリー倶楽部が運営するゴルフ場の会員として、ゴルフコースの優先使用権を有し低廉なる料金でゴルフ場を使用することができます。今後も、株主への還元については金銭による配当以外の様々な特典を検討しております。

(3) 桑名カントリー倶楽部との関係について

桑名カントリー倶楽部との関係について

当社の株主は、桑名カントリー倶楽部が運営するゴルフ場の会員となる権利を与えられ入会することができます。また、当社は桑名カントリー倶楽部に対してゴルフ場施設を賃貸しております。



桑名カントリー倶楽部との取引関係について

当社はゴルフコース及び附属設備を有し、桑名カントリー倶楽部に賃貸しています。そのため、桑名カントリー倶楽部とのゴルフ場施設賃貸契約に変更があった場合には、当社の売上高に100%影響を及ぼします。今後、経済情勢の変動及び賃貸する設備の内容の変更により賃貸料が増減する可能性もありますが、現在においてその発生可能性は低いと考えられます。現状では、桑名カントリー倶楽部との関係を強化し、当社との共存共栄を図るべく、賃貸契約内容の見直しを每期行っております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、海外情勢の不確実性が高まる中にあっても緩やかな持ち直しを示しております。しかしながら、ロシア・中東情勢に加え、米国の保護主義的な政策スタンスによる世界経済への影響懸念が拡大しており、金融市場の変動や企業の投資マインドに影響を与えております。また、物価上昇が続く中、家計への負担感は依然として強いものの賃金は緩やかに上昇しており、明るい兆しも見込まれております。

ゴルフ業界におきましては、コロナ禍以前の活況を取り戻し、安全に楽しめるスポーツ・レジャーとして、また健康維持に効果的なスポーツとしての認識が一層浸透しております。こうした環境のもと、ゴルファー人口の拡大に向け、若年層の新規獲得と定着促進が引き続き業界全体で取り組むべき重要課題となっております。このような状況の中で、当社は安心安全にプレーしていただけるよう十分に配慮するとともにコース管理に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は150,000千円（前年同期150,000千円）で、営業利益は48,144千円（前年同期46,466千円）、経常利益が50,248千円（前年同期47,477千円）となり当期純利益が33,424千円（前年同期31,488千円）となりました。

一方、前事業年度末に比べ現金及び預金が56,095千円増加し、固定資産が31,559千円減少したこと等により、資産合計が24,327千円増加し2,402,160千円となりました。負債合計は9,097千円減少し537,888千円となりました。純資産合計は33,424千円増加し1,864,271千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローが71,598千円（前年同期比3.7%減）と減少したものの、長期借入金の返済による支出がなくなったこと等により、前事業年度に比べ56,095千円増加し、当事業年度末には340,972千円となりました。

また当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は71,598千円（前年同期比2,785千円減）となりました。

これは主に、税引前当期純利益が50,092千円（前年同期比2,615千円増）、減価償却費が36,698千円（前年同期比3,279千円減）、法人税等の支払額が15,765千円（前年同期比1,782千円増）となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は5,503千円（前年同期比2,334千円減）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出5,491千円（前年同期比2,331千円減）によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は10,000千円（前年同期比28,568千円減）となりました。

これは、社債の償還による支出10,000千円（前年と同額）によるものでありますが、前年同期は、長期借入金の返済による支出28,568千円がありました。

販売の実績

当事業年度における販売実績を事業の種類別に示すと次のとおりです。

事業の種類	当事業年度	前年同期比（％）
不動産賃貸事業（千円）	150,000	100.0
合計（千円）	150,000	100.0

（注）最近２事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
桑名カントリー倶楽部	150,000	100.0	150,000	100.0

（２）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は、桑名カントリー倶楽部にゴルフコース及び附属設備を賃貸し、その維持運営を行うことにより安定的な経営を維持することを基本方針とし、桑名カントリー倶楽部のゴルフ場運営を支援することに努めております。

桑名カントリー倶楽部との関係については、当社の経営に重大な影響を与える可能性があり、経営指標としての来場者数30,000名の確保により、当社は確実な利益の計上による安定的な財務基盤を強化すべく、賃貸原価に見合う賃貸収入の確保を桑名カントリー倶楽部との共存共栄に務めながら検討しております。

経営方針については、当事業年度は植樹等コースの維持管理を確実に実行し、経営指標である来場者数については、29,270名となり前年対比2,050名減（前年対比6.5％減）となり、目標である30,000名に対して730名減（目標達成率97.6％）の達成となりました。

当事業年度の経営成績につきましては、売上高は前事業年度と同額の150,000千円であります。売上原価は主に減価償却費が3,279千円減少したこと等により前事業年度に比べ2.2％減の77,108千円となりました。販売費及び一般管理費は、経費削減に努めるなどしましたが50千円増加の24,747千円となりました。

当事業年度の財政状態につきましては、資産合計は、前事業年度末に比べ24,327千円増加し2,402,160千円となりました。流動資産は主に現金及び預金が56,095千円増加したこと等により56,050千円増加し341,764千円となりましたが、これにつきましては「（１）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。固定資産は減価償却費の計上等により31,559千円減少し2,060,273千円となりました。

また、当事業年度の負債合計は、前事業年度末に比べ9,097千円減少し537,888千円となりました。流動負債は主に未払法人税等が693千円増加したこと等により902千円増加の22,888千円となり、固定負債は主に社債の償還により10,000千円減少し515,000千円となりました。

当事業年度の純資産合計は、当期純利益33,424千円を計上した結果、繰越利益剰余金が増加し1,864,271千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの状況は「（１）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。当事業年度は営業活動の結果得られた資金は71,598千円となり、投資活動の結果使用した資金は5,503千円となりましたが、財務上は十分な資金残高（340,972千円）を確保しております。

当社の運転資金需要の主なものは設備維持費用、土地賃借料等の固定費用であり、また投資を目的とした資金需要はゴルフコース及び附属設備に関する設備投資等であります。運転資金の源泉は、賃貸原価に見合う賃貸収入を確保することであり、また、ゴルフコースの設備投資資金の調達については、桑名カントリー倶楽部の会員である株主による増資を基本として、必要に応じて金融機関からの長期借入を行っております。長期借入金の返済については、営業活動によるキャッシュ・フローの範囲内での資金計画を立案して返済期間等を検討しております。

なお、資金の源泉は原則増資を基本とし、一部社債の発行をしております。有利子負債の残高は、１年内償還予定の社債10,000千円であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。また、この財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

5【重要な契約等】

当社は、桑名カントリー倶楽部とゴルフ場施設賃貸借契約及びゴルフ場施設賃貸借に伴う保証金に係る契約書を締結しております。

(契約内容)

- 1.賃貸物件 ゴルフコース及び附属設備
- 2.賃貸料 年額150,000千円
- 3.保証金 515,000千円
- 4.賃貸期間 特に定めない

6【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において、5,491千円の設備投資を実施しました。その内容は次のとおりであります。

建物（空調設備）	715千円
工具、器具及び備品（防犯カメラ）	1,350千円
車両運搬具	3,426千円

2【主要な設備の状況】

当社は賃貸設備を有しており、主要な設備は以下のとおりであります。

令和7年3月31日現在

事業所名 （所在地）	桑名カントリー倶楽部（三重県桑名市嘉例川）	
	面積（㎡）	金額（千円）
建物	5,009.82 [822.1]	314,877
構築物		24,535
車両運搬具		4,646
機械及び装置		0
工具、器具及び備品		1,455
土地	2,176,463.23 (11,717.9)	375,008
立木		14,277
コース勘定		1,321,653
合計	2,181,473.05 [822.1] (11,717.9)	2,056,453
従業員（名）		-

- （注）1．建物の面積の〔 〕書きは、賃貸部分を示しており、内書きであります。
2．土地の面積の（ ）書きは、賃借部分を示しており、外書きであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800
計	1,800

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和7年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和7年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,740	1,740	非上場	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株制度 は採用しており ません。
計	1,740	1,740	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年11月2日(注)1	120	1,740	210,000	300,000	210,000	1,254,468
平成28年7月29日(注)2	-	1,740	210,000	90,000	210,000	1,464,468

(注)1.有償一般募集 120株

発行価格 3,500千円

資本組入額 1,750千円

2.資本金の額の減少は、会社法第447条第1項の規定に基づき資本準備金に振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

令和 7 年 3 月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	3	-	89	-	-	1,511	1,603	-
所有株式数（株）	-	7	-	222	-	-	1,511	1,740	
所有株式数の割合（％）	-	0.40	-	12.76	-	-	86.84	100	-

(6) 【大株主の状況】

令和 7 年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ノリタケ株式会社	名古屋市西区則武新町3丁目1番36号	14	0.80
株式会社中日新聞社	名古屋市中区三の丸1丁目6番1号	6	0.34
中京医療株式会社	桑名市和泉524番地	5	0.28
株式会社川本製作所	名古屋市中区大須4丁目11番39号	5	0.28
日本ガイシ株式会社	名古屋市瑞穂区須田町2丁目56番地	4	0.22
東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	4	0.22
伊勢湾海運株式会社	名古屋市港区入船1丁目7番40号	4	0.22
株式会社フジトランスコーポレーション	名古屋市港区入船1丁目7番41号	4	0.22
株式会社アクアトレーディング	愛西市本部田町狭場32番地	3	0.17
株式会社足立ライト工業所	小牧市下末630番地	3	0.17
石井運輸株式会社	名古屋市港区川間町2丁目246番地	3	0.17
株式会社大垣共立銀行	大垣市郭町3丁目98番地	3	0.17
株式会社K Tクリエイション	名古屋市中区栄1丁目12番6号	3	0.17
株式会社ジェイ・ティ	名古屋市千種区春岡通7丁目49番地	3	0.17
瀧上工業株式会社	半田市神明町1丁目1番地	3	0.17
大起産業株式会社	三重県員弁郡東員町山田3725番1号	3	0.17
大同興業株式会社	名古屋市東区東桜1丁目1番10号	3	0.17
大同特殊鋼株式会社	名古屋市東区東桜1丁目1番10号	3	0.17
大日段ボール株式会社	三重県三重郡川越町北福崎宮西114番地	3	0.17
中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	3	0.17
中部日本放送株式会社	名古屋市中区新栄1丁目2番8号	3	0.17
見田工作株式会社	名古屋市南区豊田4丁目5番20号	3	0.17
株式会社リズム	豊田市堤町宮崎8番地	3	0.17
計	-	91	5.23

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和 7 年 3 月 31 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,740	1,740	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,740	-	-
総株主の議決権	-	1,740	-

【自己株式等】

令和 7 年 3 月 31 日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の株主は桑名カントリー倶楽部が運営するゴルフ場の会員として、ゴルフコースの優先使用权を有し低廉なる料金でゴルフ場を使用することができます。従って、金銭による利益配当は行わない予定です。内部留保金は、経営体質の一層の充実ならびに将来の設備改善に役立てたいと考えております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

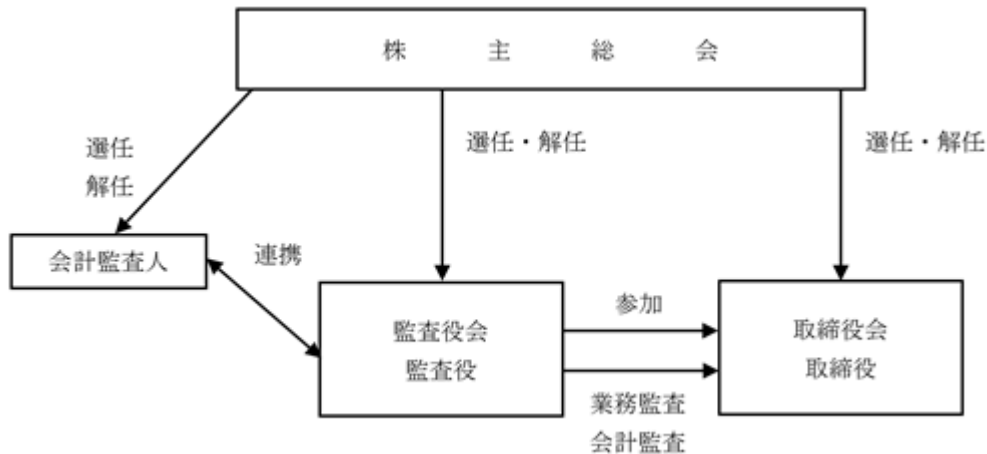
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は株主即ち会員及びビジターのゴルフ場施設利用に供し、健全スポーツであるゴルフの発展を尊重し、企業価値を高める事を経営者の責務とし、経営執行の過程において取締役会の合議機能、監査役会の監視機能あるいは社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させる事によって、経営の健全性、公平性、透明性を確保する事が基本であると考えております。

会社の機関の内容

当社は監査役制度を導入しており、監査役会による経営監視・監督体制をとっております。具体的には監査役会を年6回開催し、監査役間での情報の共有化を図っております。

取締役会については、定時開催に加え、必要に応じて臨時の書面決議が行える体制を整えております。また当社は、会計監査の適正さを確保するため、監査役会及び取締役会が、会計監査人から会社法・金融商品取引法に基づく会計監査の報告を受けております。



内部統制システムの整備の状況

a 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」並びに、「文書保存規程」を定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理、保存しております。

「文書管理規程」並びに「文書保存規程」は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとしております。

b 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる事を確保する為の体制

代表取締役は、常務取締役を使用人の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画および年次経営計画に基づいた目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督しております。

c 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化しております。

代表取締役は、常務取締役を使用人の職務が法令及び定款に適合している事に関しての総括責任者に任命し、問題点の把握と改善に努めるものとします。

d 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中は指名された使用人の指揮権は監査役に移譲されたものとしております。

リスク管理体制の整備の状況

代表取締役は、常務取締役をリスク管理に関する総括責任者に任命し、必要に応じて、「リスク管理規程」を新たに制定しております。

監査役はリスク管理状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告しております。

役員報酬

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬であります。

社内取締役を支払った報酬	10,800千円（	社外取締役	- 千円）
社内監査役を支払った報酬	- 千円（	社外監査役	600千円）
計	10,800千円（		600千円）

取締役の定数及び選任の決議要件

a 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

b 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の書面決議

当社は、取締役会の決議事項について取締役の全員が書面により同意し、かつ監査役が異議を述べなかったときは、当該決議事項を可決できる旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役、監査役及び会計監査人の責任限定契約

当社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人が期待される役割が十分発揮できるよう、当社定款により全社外取締役、全社外監査役及び会計監査人である公認会計士櫻井由美子との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は次の通りであります。

社外取締役、社外監査役及び会計監査人が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役、社外監査役及び会計監査人がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとする。

取締役の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を年４回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
三澤 孝行	4	4
吉田 克己	4	4
大石 幼一	4	2
小倉 忠	4	4
加藤 倫朗	4	3
小林 昭三	4	4
西村 憲一	4	3
浜本 英嗣	4	3
藤森 利雄	2	0

なお、藤森利雄は、令和６年６月28日の取締役就任以降の開催回数と出席回数となっております。

取締役会における具体的な検討内容として、経営成績の報告、当事業年度の展望等の意見交換並びに常勤監査役及び監査役会からの報告を受け経営課題等の検討をしております。また、定時株主総会招集及び会議の目的事項の承認等を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株 式数 (株)
代表取締役社長	三澤 孝行	大正15年 1 月18日	昭和37年10月 山重組運輸株式会社設立 同社代表取締役 平成 5 年 6 月 株式会社桑名カントリー倶楽部 (現 株式会社六石ゴルフ倶楽部) 取締役 平成11年 6 月 同社常務取締役 平成11年10月 山重組運輸株式会社 代表取締役会長 (現任) 平成25年 4 月 当社常務取締役 平成26年 6 月 株式会社桑名カントリー倶楽部六石コース (現 株式会社六石ゴルフ倶楽部) 代表取締役社長 (現任) 平成27年 6 月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	1
常務取締役	吉田 克己	昭和27年 8 月12日	昭和51年 3 月 株式会社藤原カントリー (現 株式会社リ オフジワラカントリー) 入社 昭和56年 6 月 桑名カントリー倶楽部 入社 平成19年 4 月 同倶楽部支配人 平成27年 6 月 同倶楽部総支配人 (現任) 平成27年 6 月 当社常務取締役 (現任) 平成27年 6 月 株式会社桑名カントリー倶楽部六石コース (現 株式会社六石ゴルフ倶楽部) 常務取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	大石 幼一	昭和28年 2 月 6 日	平成17年 6 月 中部日本放送株式会社取締役社長室長 平成20年 6 月 同社代表取締役社長 平成26年 6 月 同社代表取締役会長 (現任) 令和元年 6 月 当社取締役 (現任) 令和元年 6 月 株式会社桑名カントリー倶楽部六石コース (現 株式会社六石ゴルフ倶楽部) 取締役 (現任) 令和 5 年 6 月 中部日本放送株式会社 取締役相談役 (現任)	(注) 3	—
取締役	小倉 忠	昭和26年 1 月 7 日	平成17年 6 月 株式会社ノリタケカンパニーリミテド (現 ノリタケ株式会社) 取締役 平成23年 6 月 同社取締役副社長 平成24年 6 月 同社代表取締役副社長 平成25年 6 月 同社代表取締役社長 平成30年 6 月 同社代表取締役会長 令和 3 年 6 月 当社取締役 (現任) 令和 3 年 6 月 株式会社六石ゴルフ倶楽部取締役 (現任) 令和 5 年 6 月 株式会社ノリタケカンパニーリミテド (現 ノリタケ株式会社) 相談役 (現任)	(注) 3	—
取締役	川合 尊	昭和37年10月13日	平成24年 4 月 日本特殊陶業株式会社執行役員 平成27年 4 月 同社常務執行役員 平成27年 6 月 同社取締役 常務執行役員 平成28年 4 月 同社取締役 専務執行役員 平成31年 4 月 同社代表取締役社長 (現任) 令和 7 年 6 月 当社取締役 (現任) 令和 7 年 6 月 株式会社六石ゴルフ倶楽部取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	小林 昭三	昭和 3 年 3 月19日	昭和54年10月 カネソウ株式会社代表取締役社長 平成10年 8 月 同社代表取締役会長 平成12年 6 月 株式会社桑名カントリー倶楽部 (現 株式 会社六石ゴルフ倶楽部) 監査役 平成18年 6 月 同社取締役 (現任) 平成20年 3 月 カネソウ株式会社代表取締役名誉会長 平成25年 4 月 当社取締役 (現任) 令和 5 年 6 月 カネソウ株式会社名誉会長 (現任)	(注) 3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西村 憲一	昭和13年 4 月 2 日	昭和41年11月 光精工株式会社取締役 昭和57年12月 同社代表取締役社長 平成11年 6 月 株式会社桑名カントリー倶楽部 (現 株式会社六石ゴルフ倶楽部) 取締役(現任) 平成25年 4 月 当社取締役(現任) 平成27年12月 光精工株式会社代表取締役会長(現任)	(注) 3	1
取締役	浜本 英嗣	昭和24年 7 月20日	平成19年 6 月 日本ガイシ株式会社代表取締役 専務執行役員 平成23年 4 月 同社代表取締役副社長 平成26年 6 月 同社代表取締役会長 平成29年 6 月 同社取締役会長 平成30年 6 月 同社相談役 令和 5 年 6 月 同社特別顧問(現任) 令和 5 年 6 月 当社取締役(現任) 令和 5 年 6 月 株式会社六石ゴルフ倶楽部取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	藤森 利雄	昭和23年 6 月15日	平成15年 6 月 名港海運株式会社取締役業務部長 兼業務企画室長 平成19年 4 月 同社常務取締役 平成23年 6 月 同社専務取締役 平成25年 4 月 同社代表取締役社長 令和元年 6 月 同社代表取締役副会長 令和 6 年 6 月 同社代表取締役会長(現任) 令和 6 年 6 月 当社取締役(現任) 令和 6 年 6 月 株式会社六石ゴルフ倶楽部取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	辻内 倫夫	昭和19年 2 月18日	昭和49年 4 月 辻内鋳物鉄工株式会社取締役 平成12年 4 月 同社代表取締役 平成29年 6 月 当社監査役(現任) 平成29年 6 月 株式会社桑名カントリー倶楽部六石コース (現 株式会社六石ゴルフ倶楽部) 監査役(現任) 令和 4 年 4 月 辻内鋳物鉄工株式会社取締役会長(現任)	(注) 4	1
監査役	長谷川 治彦	昭和16年 2 月10日	昭和61年 4 月 株式会社名古屋集成社取締役 平成元年 9 月 同社代表取締役社長 平成30年 6 月 当社監査役(現任) 平成30年 6 月 株式会社桑名カントリー倶楽部六石コース (現 株式会社六石ゴルフ倶楽部) 監査役(現任) 令和 4 年 5 月 株式会社集成社相談役(現任)	(注) 4	1
監査役	山田 敏夫	昭和17年 5 月 6 日	昭和43年 4 月 南野自動車株式会社代表取締役(現任) 令和 6 年 6 月 当社監査役(現任) 令和 6 年 6 月 株式会社六石ゴルフ倶楽部監査役(現任)	(注) 4	1
計					6

(注) 1. 取締役 大石幼一、小倉忠、川合尊、小林昭三、西村憲一、浜本英嗣、藤森利雄は、社外取締役であります。

2. 監査役 辻内倫夫、長谷川治彦、山田敏夫は、社外監査役であります。

3. 令和 7 年 6 月25日開催の定時株主総会終結の時から 2 年間

4. 令和 7 年 6 月25日開催の定時株主総会終結の時から 4 年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は 7 名、社外監査役は 3 名であります。社外取締役 7 名は、当社の特定関係事業者である桑名カントリー倶楽部の業務執行者としての理事に就任しております。社外監査役 2 名は、当社の特定関係事業者である桑名カントリー倶楽部の監事に就任しております。

その他、当社の社外取締役又は社外監査役及びその近親者並びにそれらが取締役に就任する会社と当社の間には、重要な利害関係はありません。また、社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は、「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役監査は、社外監査役3名で監査役会を構成し常勤監査役を1名定めている。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。また、監査役は経営者に対するモニタリングの機能を果たし内部統制の有効性を高めるために、会計監査人と随時コミュニケーションを行ない、監査役会には会計監査人の出席を促し、相互連携を図っております。

なお、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している監査役はおりません。

当事業年度において当社は監査役会を年6回開催しており、個々の監査役の出欠状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
辻内 倫夫	6	6
長谷川 治彦	6	6
森田 好博	3	1
山田 敏夫	3	3

なお、森田好博は、令和6年6月28日開催の定時株主総会の終結の時をもって、監査役を退任しておりますので、退任までの開催回数と出席回数となっております。また、山田敏夫は、令和6年6月28日の監査役就任以降の開催回数と出席回数となっております。

監査役会における具体的な検討内容として、取締役会での取締役の職務遂行の監査並びに会計監査人の評価及び報酬額の妥当性を判断しております。また、会計監査人から監査の実施状況、監査結果の報告の確認を行っております。

常勤監査役の活動として、取締役会に出席、重要な決裁書類の閲覧、本社における業務及び財産状況の調査を行っており、代表取締役との意思疎通を図っております。

内部監査の状況

当社は小規模組織であり、桑名カントリー倶楽部の職員に業務の補助を依頼しており、内部監査体制はありません。

会計監査の状況

a 会計監査人

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は責任者櫻井由美子、その他会計監査業務に係る補助者は公認会計士1名、その他1名であります。

なお、監査の審査体制としては、監査業務に携わっていない独立の立場の公認会計士1名を審査担当員として、監査意見の表明に対し、監査責任者の意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、監査意見、監査の実施状況、監査調書の査閲を受け、監査責任者の意見に同意するか否かの確認を行っております。

b 継続監査期間

当社の会計監査を執行した公認会計士の継続監査期間は12年であります。

c 会計監査人の選定方針と理由

当社では、会計監査人の当社との独立性に関する事項、会計監査人の事務所の品質管理の方針及び諸制度の適正性を確認しております。さらに、当該会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が確立されていることを選定方針としております。

また監査役会が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針であります。また、監査役会はその他公認会計士法等の法令に違反、低触した場合及び公序良俗に反する行為等があったと判断した場合その事実に基づき、解任または再任・不再任の決定を行う方針であります。

d 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役会は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受け、品質管理、職務執行状況を確認し、計画、方針に従った品質及び執行状況であると評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
2,200	-	1,980	-

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士に対する監査報酬の決定方針としましては、監査役会が会社法第399条第1項の同意を行った理由を、取締役会において報告を受け、監査公認会計士から提示された監査報酬が監査日数、当社の規模、業務の特性等の要素を勘案して適切なものであるかを吟味し決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積りの額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績、報酬総額、時間あたりの報酬単価等との比較検討を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「４ コーポレート・ガバナンスの状況等 （１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

（５）【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の財務諸表について、公認会計士櫻井由美子により監査を受けております。
- 3．当社は、子会社はありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。
- 4．財務諸表等の適正性を確認するための特段の取組について
当社は、財務諸表の適正性を確認するための特段の取組は行っておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	284,877	340,972
その他	837	792
流動資産合計	285,714	341,764
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	341,620	314,877
構築物（純額）	27,785	24,535
車両運搬具（純額）	5,866	4,646
機械及び装置（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	1,605	1,455
土地	375,008	375,008
立木	14,277	14,277
コース勘定	1,321,653	1,321,653
有形固定資産合計	1 2,087,815	1 2,056,453
投資その他の資産		
差入保証金	65	77
繰延税金資産	3,951	3,742
投資その他の資産合計	4,016	3,820
固定資産合計	2,091,832	2,060,273
繰延資産		
社債発行費	286	122
繰延資産合計	286	122
資産合計	2,377,833	2,402,160
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払費用	544	531
未払法人税等	7,983	8,677
未払消費税等	3,257	3,472
預り金	200	207
流動負債合計	21,986	22,888
固定負債		
社債	10,000	-
預り保証金	515,000	515,000
固定負債合計	525,000	515,000
負債合計	546,986	537,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
資本準備金	1,464,468	1,464,468
その他資本剰余金	5,806	5,806
資本剰余金合計	1,470,275	1,470,275
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	270,571	303,995
利益剰余金合計	270,571	303,995
株主資本合計	1,830,846	1,864,271
純資産合計	1,830,846	1,864,271
負債純資産合計	2,377,833	2,402,160

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
売上高	150,000	150,000
売上原価		
減価償却費	39,978	36,698
土地賃借料	15,165	16,000
諸税金等	10,541	9,933
修理費	4,435	4,416
業務委託費	2,485	2,485
保険料	2,721	5,375
その他	3,510	2,200
売上原価合計	78,836	77,108
売上総利益	71,163	72,891
販売費及び一般管理費		
役員報酬	11,400	11,400
給料及び手当	1,850	2,250
支払報酬	3,231	3,434
消耗品費	364	351
交際費	1,497	1,534
業務委託費	2,808	2,358
その他	3,545	3,417
販売費及び一般管理費合計	24,696	24,747
営業利益	46,466	48,144
営業外収益		
受取利息	3	154
受取賃貸料	865	960
受取補償金	455	1,182
その他	0	0
営業外収益合計	1,324	2,297
営業外費用		
支払利息	101	-
社債利息	48	29
社債発行費償却	163	163
営業外費用合計	314	193
経常利益	47,477	50,248
特別損失		
固定資産除却損	-	155
特別損失合計	-	155
税引前当期純利益	47,477	50,092
法人税、住民税及び事業税	15,540	16,459
法人税等調整額	448	208
法人税等合計	15,989	16,668
当期純利益	31,488	33,424

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計			
当期首残高	90,000	1,464,468	5,806	1,470,275	239,082	239,082	239,082	1,799,358	1,799,358
当期変動額									
当期純利益					31,488	31,488	31,488	31,488	31,488
当期変動額合計	-	-	-	-	31,488	31,488	31,488	31,488	31,488
当期末残高	90,000	1,464,468	5,806	1,470,275	270,571	270,571	270,571	1,830,846	1,830,846

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計			
当期首残高	90,000	1,464,468	5,806	1,470,275	270,571	270,571	270,571	1,830,846	1,830,846
当期変動額									
当期純利益					33,424	33,424	33,424	33,424	33,424
当期変動額合計	-	-	-	-	33,424	33,424	33,424	33,424	33,424
当期末残高	90,000	1,464,468	5,806	1,470,275	303,995	303,995	303,995	1,864,271	1,864,271

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	47,477	50,092
減価償却費	39,978	36,698
社債発行費償却	163	163
受取利息及び受取配当金	3	154
支払利息	101	-
社債利息	48	29
固定資産除却損	-	155
その他の流動資産の増減額（ は増加 ）	359	117
その他の流動負債の増減額（ は減少 ）	9	3
その他	1,121	215
小計	88,517	87,314
利息及び配当金の受取額	3	82
利息の支払額	153	33
法人税等の支払額	13,983	15,765
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,384	71,598
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,822	5,491
その他の支出	15	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,837	5,503
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	28,568	-
社債の償還による支出	10,000	10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	38,568	10,000
現金及び現金同等物の増減額（ は減少 ）	27,978	56,095
現金及び現金同等物の期首残高	256,898	284,877
現金及び現金同等物の期末残高	284,877	340,972

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、残存価額については備忘価額(1円)としております。また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	3～50年

2. 繰延資産の処理方法

社債発行費

5年間で均等償却しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

不動産賃貸事業

当社は、保有するゴルフコース及び附属設備を桑名カントリー倶楽部にゴルフ場施設賃貸借契約により賃貸しております。賃貸期間は定めがないものの、一定期間にわたり継続的に充足される履行義務であると判断し、契約条件に従い毎月一定額の賃貸料を収益として認識し、対価を受領しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 令和6年9月13日企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

令和10年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度に「売上原価」の「その他」に含めて表示しておりました「保険料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。また、前事業年度において、独立掲記しておりました「販売費及び一般管理費」の「賃借料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「売上原価」の「その他」に表示しておりました6,231千円は、「保険料」2,721千円、「その他」3,510千円として組み替えております。また、「販売費及び一般管理費」に表示しておりました「賃借料」128千円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 減価償却累計額

前事業年度(令和6年3月31日)

有形固定資産は、取得価額から減価償却累計額1,184,198千円を直接控除して表示しております。

当事業年度(令和7年3月31日)

有形固定資産は、取得価額から減価償却累計額1,218,634千円を直接控除して表示しております。

2. 保証債務

前事業年度(令和6年3月31日)

次の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社六石ゴルフ倶楽部 借入金 15,034千円

当事業年度(令和7年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益額であります。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,740	-	-	1,740
合計	1,740	-	-	1,740
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,740	-	-	1,740
合計	1,740	-	-	1,740
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
現金及び預金勘定	284,877千円	340,972千円
計	284,877千円	340,972千円
現金及び現金同等物	284,877千円	340,972千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用及び資金調達方針は、リスクのある金融商品を取り扱わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である未払費用は、1ヶ月以内の支払期日であります。社債は最終償還日が決算日後1年で固定金利であります。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、社債及び借入金に関しましては、原則固定金利としております。

なお、変動金利の長期借入金の場合には、担当部署が金利動向を監視し、支払金利の変動リスクが高まった場合には、デリバティブ取引(金利スワップ取引等)をヘッジ手段として検討する管理体制を構築しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを出来なくなるリスク)の管理

当社は、毎月の支払状況に基づき資金繰り計画を作成・更新し手許流動性の維持などにより流動性リスク管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及び差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和6年3月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
資産計(1)	-	-	-
社債(2)	20,000	19,999	0
負債計(3)	20,000	19,999	0

当事業年度（令和7年3月31日）

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
資産計（ 1 ）	-	-	-
社債（ 2 ）	10,000	9,999	0
負債計（ 3 ）	10,000	9,999	0

- （ 1 ）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- （ 2 ）負債の社債は、「社債」及び「1年内償還予定の社債」であります。
- （ 3 ）「未払費用」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- （ 4 ）以下の金融商品は、市場価格がなく、かつ返済期限が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、時価の表示をしておりません。当該金融商品の当事業年度の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
預り保証金	515,000	515,000

（注）1.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和6年3月31日）

	1年以内（千円）
現金及び預金	284,770
合計	284,770

当事業年度（令和7年3月31日）

	1年以内（千円）
現金及び預金	340,876
合計	340,876

（注）2.社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和6年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
社債	10,000	10,000	-	-	-	-
合計	10,000	10,000	-	-	-	-

当事業年度（令和7年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
社債	10,000	-	-	-	-	-
合計	10,000	-	-	-	-	-

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和7年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和6年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産計	-	-	-	-
社債	-	19,999	-	19,999
負債計	-	19,999	-	19,999

当事業年度（令和7年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産計	-	-	-	-
社債	-	9,999	-	9,999
負債計	-	9,999	-	9,999

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度（令和6年3月31日）	当事業年度（令和7年3月31日）												
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>3,298千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>652千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,951千円</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法人実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	減価償却超過額	3,298千円	未払事業税	652千円	繰延税金資産合計	3,951千円	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>3,015千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>727千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,742千円</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法人実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更して計算しております。なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表への影響は軽微であります。	減価償却超過額	3,015千円	未払事業税	727千円	繰延税金資産合計	3,742千円
減価償却超過額	3,298千円												
未払事業税	652千円												
繰延税金資産合計	3,951千円												
減価償却超過額	3,015千円												
未払事業税	727千円												
繰延税金資産合計	3,742千円												

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社は、主に三重県桑名市にゴルフ場施設を賃貸不動産として所持しており、その施設全体を桑名カントリー倶楽部へ賃貸しております。

前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は71,163千円(賃貸収益は売上高に、賃貸原価は売上原価に計上)であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は72,891千円(賃貸収益は売上高に、賃貸原価は売上原価に計上)であります。また、その他甲賀市に不動産を所持しております。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

前事業年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
2,119,971	32,155	2,087,815	2,205,558

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち主な増加額は車両及び運搬具の購入(7,822千円)であり、主な減少額は減価償却(39,978千円)であります。
3. 当事業年度末の時価の算定方法は、賃貸不動産では「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であり、その他の不動産については固定資産税評価額を合理的に調整した金額であります。

当事業年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
2,087,815	31,362	2,056,453	2,273,712

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち主な増加額は車両及び運搬具の購入(3,426千円)であり、主な減少額は減価償却(36,698千円)であります。
3. 当事業年度末の時価の算定方法は、賃貸不動産では「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であり、その他の不動産については固定資産税評価額を合理的に調整した金額であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、不動産賃貸事業の単一セグメントであり、かつ単一顧客(桑名カントリー倶楽部)とのゴルフ場施設賃貸借契約から生じる収益のみであるため収益を分解しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
桑名カントリー倶楽部	150,000	不動産賃貸事業

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
桑名カントリー倶楽部	150,000	不動産賃貸事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	三澤孝行	-	-	当社代表取締役社長 桑名カントリー倶楽部理事長 （注）2	（被所有） 0.0	施設の賃貸 （注）1,2	ゴルフ場施設の賃貸	150,000	預り保証金	515,000
				当社代表取締役社長 株式会社六石ゴルフ倶楽部 代表取締役社長	（被所有） 0.0	債務保証 （注）3	債務保証	借入金残高 15,034	-	-
	吉田克己	-	-	当社常務取締役 株式会社六石ゴルフ倶楽部 常務取締役	-	債務被保証 （注）4	債務被保証	預り保証金 515,000	-	-

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	三澤孝行	-	-	当社代表取締役社長 桑名カントリー倶楽部理事長 （注）2	（被所有） 0.0	施設の賃貸 （注）1,2	ゴルフ場施設の賃貸	150,000	預り保証金	515,000
				当社代表取締役社長 株式会社六石ゴルフ倶楽部 代表取締役社長	（被所有） 0.0	債務被保証 （注）4	債務被保証	預り保証金 515,000	-	-
	吉田克己	-	-	当社常務取締役 株式会社六石ゴルフ倶楽部 常務取締役	-					

（注）1. 当社所有のゴルフ場施設を桑名カントリー倶楽部に賃貸しており、賃貸料については近隣の地代を参考にした価格によっております。

2. 当該取引は役員が第三者（桑名カントリー倶楽部）の理事長として行った取引であり、役員との直接の取引はありません。

3. 当社は株式会社六石ゴルフ倶楽部の銀行借入（当初借入額100,000千円、期限5年）につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領していません。

4. 当社は預り保証金に対して、株式会社六石ゴルフ倶楽部から会社分割により重疊的債務引受による債務保証を受けており、役員との直接の取引はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)
1 . 1 株当たり純資産額 1,052,210円	1 . 1 株当たり純資産額 1,071,420円
2 . 1 株当たり当期純利益 18,096円	2 . 1 株当たり当期純利益 19,209円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)
当期純利益 (千円)	31,488	33,424
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	31,488	33,424
期中平均株式数 (株)	1,740	1,740

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	902,497	715	2,418	900,794	585,917	27,301	314,877
構築物	467,445	—	—	467,445	442,910	3,249	24,535
車両運搬具	7,822	3,426	—	11,248	6,601	4,646	4,646
機械及び装置	94,742	—	—	94,742	94,742	—	0
工具、器具及び備品	88,568	1,350	—	89,918	88,463	1,500	1,455
土地	375,008	—	—	375,008	—	—	375,008
立木	14,277	—	—	14,277	—	—	14,277
コース勘定	1,321,653	—	—	1,321,653	—	—	1,321,653
有形固定資産計	3,272,014	5,491	2,418	3,275,087	1,218,634	36,698	2,056,453
無形固定資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
無形固定資産計	—	—	—	—	—	—	—
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産							
社債発行費	818	—	—	818	695	163	122
繰延資産計	818	—	—	818	695	163	122

(注) 当期増加額は、防犯カメラの購入1,350千円、社用車の購入3,426千円等であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債(注)1	令和3年1月25日	20,000 (10,000)	10,000 (10,000)	0.19	なし	令和8年1月23日
合計	-	20,000 (10,000)	10,000 (10,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	95
普通預金	170,876
定期預金	170,000
合計	340,972

預り保証金

区分	金額(千円)
桑名カントリー倶楽部(ゴルフ場施設賃貸借保証金)	515,000
合計	515,000

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高(千円)	75,000	150,000
税引前中間(当期)純利益 (千円)	21,932	50,092
中間(当期)純利益(千円)	14,544	33,424
1株当たり中間(当期) 純利益(円)	8,359	19,209

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月31日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月31日
株券の種類	1 株券
剰余金の配当の基準日	3 月31日
1 単元の株式数	-
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	三重県桑名市大字嘉例川861番地 株式会社桑名カントリー倶楽部 該当事項はありません。 該当事項はありません。 - -
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。
公告掲載方法	中日新聞
株主に対する特典	個人 1 株以上、法人 2 株以上を所有する株主は会社と別の人格なき社団 桑名カントリー倶楽部へ入会申込みの権利を得られ、入会者は低廉なる 料金でゴルフをすることが出来る。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第11期)(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日) 令和6年6月28日東海財務局長に提出

(2) 半期報告書

(第12期中)(自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日) 令和6年11月14日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和7年6月20日

株式会社桑名カントリー倶楽部

取締役会 御中

櫻井由美子公認会計士事務所

愛知県名古屋市

公認会計士 櫻井 由美子

監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社桑名カントリー倶楽部の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社桑名カントリー倶楽部の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。